

横浜企業プロモーション 「横浜VR（Virtual Reality）展示場」参加企業募集要領

1 企業募集の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外渡航が制限される中、海外市場へ自社製品・サービスをPRできるよう、ウェブサイト上の「横浜VR（Virtual Reality）展示」で、横浜企業の紹介用VRを追加作成します。

IDEC 横浜のウェブサイトを通じ、オンラインで海外へ情報発信ができる他、海外機関等と連携し、海外企業とのオンラインマッチング等に活用します。

2 概要

（1）仕様の概要

「横浜VR展示（全世界版）」

- ・「横浜VR展示場（全世界版）」内に自社製品の動画や写真、説明資料等のブースを設置します。
- ・**言語は英語です。**
- ・現在の「横浜VR展示ブース（全世界版）」（<https://vr.idec.or.jp/VR/>）に追加する形です。
- ・自社ウェブサイトで自社ブースを紹介することもできます。

（2）公開予定

令和4年3月

3 募集要領

（1）応募資格

次の条件のうち、より多くの項目に該当する法人を優先させていただきます。

- ア 名称と連絡先（所在地、電話番号、E-mail アドレス、連絡担当者名など）を公開できること。
- イ 応募した企業の技術・製品・サービスなどが、この要領公表日以降に民事・刑事上の責任を問われる事故を生じさせていないものであること。また、過去に当該事故を生じさせていないこと。
- ウ 「横浜ものづくり企業ガイド2019-2020」掲載企業、2022-2023」掲載申込企業（日本語版）
- エ 「横浜ものづくり企業ガイド2019-2020」英語版掲載企業
- オ 「横浜企業クラスターガイド2021 中国ビジネス版」掲載企業
- カ ウェブサイトで公開できる英語の資料等を提供できる企業
- キ 令和元～3年度海外進出支援事業事業化可能性調査助成金事業採択企業
- ク 令和元～3年度中小企業海外市場開拓支援事業採択企業
- ケ 令和2～3年度海外展示商談会出展支援事業採択企業
- コ 自社製品・技術を有し、海外への販路開拓の意欲が高いと認められる企業
- サ IDEC 横浜が管理運営する各施設の入居企業

（2）データ・資料の作成・提出方法

- ア 掲載する内容のデータ等については、お申し込み後に様式等をお送りいたします。
- イ データ等は、会社名、会社・製品概要について、写真、説明文、PPT、既存動画等のいずれか数点をご提出していただきます。量が多い場合は、掲載しきれないことがあります。
- ウ ご希望により、本財団で**1分程度**の映像コンテンツを作成いたします。ご提出いただいた素材（

PPTや写真、スマホ撮影した動画等）に英語のナレーション、字幕、BGM、効果をつけ、映像コンテンツとして仕上げます。内容は自社製品の実際の製造過程や、中身を開けて見る等、動画だからこそ見られる内容が適しています。

ウ 説明文、PPT、動画の言語は、英語が望ましいです。

(3) 募集数

5社程度

※2021年3月より公開中の横浜VR展示（世界版、中国版）に掲載している企業及び同時募集している中国語版の両方へお申込みいただくことはできません。

(4) 注意事項

ア 応募後に、提出書類などの追加、修正、校正をお願いすることがあります。

イ 展示ブース自体のレイアウトは、IDEC 横浜に一任するものとみなします。

ウ 応募書類などの著作物及び肖像は、応募されたときをもって、IDEC 横浜が無償で活用することを承諾したものとみなします。

エ 応募書類を通じて IDEC 横浜が取得した個人情報は、本ウェブサイト作成及び配布・配置、並びにそれらに付随する業務以外の目的には使用しません。

オ IDEC 横浜は、掲載企業が本ウェブサイトを使用することにより発生した損失、損害、事故、また、商談者のトラブルなどにより生じる不利益については、一切責任を負わないものとします。

カ 掲載企業は、成果把握等のために実施するアンケート等にご協力いただきます。

(5) 掲載料

無料

※公開後に動画や写真の変更を行う場合は、別途料金が発生する場合がございます。

(6) 提出締切

令和4年2月14日（月） 17時 必着

※申込企業が多数の場合、申込締切日を待たずに予告なく募集を終了させていただく場合があります。

(7) 掲載可否（欠格事由など）

応募者及びその関係者が、次の欠格事由に当たらないことを踏まえ、掲載可否を決定します（明らかに掲載できないと認められる応募者に対しては、応募自体を受け付けませんので、あらかじめご了承ください）。

ア 特定の政治活動又は宗教的活動に関係があり、若しくは暴力団その他反社会的勢力と関係がある。

イ 会社法の規定に違反し、又は民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である。

ウ 上記以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者が、役員として過去2年間に就任していたことがある。

エ IDEC 横浜が管理運営する施設の入居者又は過去に当該施設に入居したことがある者で、賃料や使用料など支払が必要な料金を滞納したことがある（当該滞納が支払期限から1年以内に解消された場合を除く。）者。

オ 上記「エ」の滞納を発生させた者の代表者又は役員であった者が、役員又は支配人等重要・主要な職務に就いている企業である。

カ 上記のほか、掲載が不適切であると IDEC 横浜が認めた企業である。

4 応募先及びお問い合わせ先

①会社名、②担当者名、③応募資格に当てはまる事項、④動画制作の希望の有無を下記連絡先までメールでお送りください。

※掲載する内容の原稿等については、お申し込み後に様式をお送りいたします。

会社名、概要、製品写真と説明文、動画素材等を提出していただく予定です。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当

E-mail:global@idec.or.jp

TEL:045-225-3730

※応募後、2営業日以内に受信の旨、返信いたします。

万一、返信がない場合は、上記までお電話でご連絡ください。